

諮問第92号の答申
科学技術研究調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第92号による科学技術研究調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成28年7月6日付け総統経第102号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「科学技術研究調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 調査事項の変更

(ア) 任期無し研究者数等の追加

本申請では、調査票乙（非営利団体・公的基幹）及び調査表丙（大学等）の研究関係従業者数の項目において、表1のとおり、「任期無し研究者」の数及びその内数として「うち40歳未満」の数を、新たに把握する計画である。

表 1

現行	変更案	
なし	任期無し研究者	実数
	うち40歳未満	

これについては、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）を踏まえ、行政上のニーズに対応したものであり、若手研究者の実態把握に資することから、適当である。

ただし、・・・（女性の内訳把握についてP）

(イ) 新規採用者及び転入研究者に関する内訳の追加

本申請では、新規採用・転入研究者数の項目において、表2のとおり、①新

規採用者数の内数として自然科学部門の専門別の研究者数、②新規採用者及び転入研究者数のうち博士号取得者の数を、それぞれ新たに把握する計画である。

表 2

現行			変更案		
	総数			総数	
		うち女性			うち女性
新規採用者数			新規採用者数		
			うち自然科学部門		
			理学		
			工学		
			農学		
			保健		
			うち医学		
			うち歯学		
			うち薬学		
なし				総数	
					うち女性
			新規採用者のうち博士号取得者		
			転入研究者のうち博士号取得者		

これらについては、第5期科学技術基本計画及び第4次男女共同参画計画を踏まえ、自然科学分野を中心とした女性研究者の採用・登用の状況や若手研究者に係る環境整備の状況の把握に資するものであることから、適当である。

(ウ) 性格別研究費における「開発研究」の定義変更

本申請では、性格別研究費の項目において、表3のとおり、「開発研究」の定義を変更する計画である。

表 3

現行	変更案
<p>③ 開発研究</p> <p>基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の<u>利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入</u>又は既存のこれらのものの改良をねらいとする研究をいいます。</p>	<p>③ 開発研究</p> <p>基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識を<u>活用し、付加的な知識を創出して、新しい製品、サービス、システム、装置、材料、工程等の創出</u>又は既存のこれらのものの改良をねらいとする研究をいいます。</p>

これについては、フラスカチ・マニュアルの改定を踏まえ、同マニュアルにおける定義との整合性を高めるものであることから、適当である。

なお、調査実施者においては、今回の定義の変更により、集計結果に特段の影響は想定していないとしているが、新たな文言を追記していることから、報告者が混乱することのないよう、変更の趣旨について十分に周知することが必要である。

P

(エ) 特定目的別研究費の一部削除

本申請では、特定目的別研究費の項目において、表4のとおり、特定目的3分野（震災からの復興、再生の実現、グリーンイノベーションの推進、ライフイノベーションの推進）に係る調査事項を削除する計画である。

表4

現 行		変更案	
(特定3分野)		(削除)	
	金額		
震災からの復興、再生の実現			
グリーンイノベーションの推進			
ライフイノベーションの推進			
(特定8分野)		(特定8分野)	
	金額		金額
ライフサイエンス分野		ライフサイエンス分野	
情報通信分野		情報通信分野	
環境分野		環境分野	
物資・材料分野		物資・材料分野	
ナノテクノロジー分野		ナノテクノロジー分野	
エネルギー分野		エネルギー分野	
宇宙開発分野		宇宙開発分野	
海洋開発分野		海洋開発分野	

これについては、第5期科学技術基本計画において、3区分に係る記載がなされなくなったことを踏まえつつ、特定8分野との併記に伴う報告者負担の軽減にも資することから、適当である。

(オ) 社外から受け入れた研究費及び社外への支出した研究費の項目変更

本申請では、「社外（外部）から受け入れた研究費」及び「社外（外部）へ支出した研究費」の項目において、表5-1及び表5-2のとおり、①調査票甲（企業）の「会社」の欄を「親子会社」及び「その他」に分割するとともに、②全ての調査票において、調査事項の「外国」という表章を「海外」に変更する計画である。

表5-1

現 行		変更（案）	
	受入額		受入額
	うち内部で使用した研究費		うち内部で使用した研究費
国		国	
公的機関		公的機関	
地方公共団体		地方公共団体	
国・公立大学		国・公立大学	
国・公営、独立行政法人等の研究機関		国・公営、独立行政法人等の研究機関	
公営企業・公庫等		公営企業・公庫等	
その他		その他	
会社		会社	
私立大学		親子会社	
非営利団体		その他	
外国		私立大学	
会社		非営利団体	
大学		会社	
その他		親子会社	
		その他	
		海外	
		大学	
		その他	

表 5 - 2

現 行			変 更 (案)		
		支出額			支出額
		うち自己資金から支出した研究費			うち自己資金から支出した研究費
公 的 機 関	国・公立大学		国・公立大学		
	国・公営、独立行政法人等の研究機関		国・公営、独立行政法人等の研究機関		
	公営企業・公庫等		公営企業・公庫等		
	その他		その他		
会社		会社	親子会社		
私立大学		私立大学	その他		
非営利団体		非営利団体	私立大学		
外 国	会社		非営利団体		
	大学		会社	親子会社	
	その他		海外	会社	その他
			海外	大学	
				その他	

これらについては、フラスカチ・マニュアルの指摘を踏まえたものであり、国際比較性の向上に資するものであることから、適当である。

ただし、「会社」の内訳項目の設定については、実際の記入に当たり、「会社」に相当する額のうち「親子会社」に相当する分を指し引いて「その他」の額を算出することが一般的と考えられること、また、本調査の別の項目（国際技術交流に関する項目）において、既に、「会社」の内訳として「親子会社」を設けている例があることから、表 5 - 3 のとおり、「会社」の内訳として「うち親子会社」の欄を設ける方法に変更すべきであることを指摘する。

表 5 - 3

変 更 (案)				統 計 委 員 会 修 正 案			
		受入額				受入額	
		うち内部で使用した研究費				うち内部で使用した研究費	
会 社	親子会社			会 社			
	その他				うち親子会社		

(注) 表は、「社外(外部)から受け入れた研究費」について記載。「社外(外部)へ支出した研究費」も同様に修正。

イ 集計事項

本申請では、集計事項について、調査事項の変更に伴う変更を行うほか、公的機関のうち「特殊法人・独立行政法人」の内訳として「研究開発法人」及び「国立研究開発法人」を追加する計画である。

これについては、・・・(P)

2 統計委員会諮問第60号の答申（平成25年12月13日付け府統委第175号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会第60号の答申時において、以下の検討課題が指摘されている。

（1）科学技術基本計画、フラスカチ・マニュアル等への対応について

総務省は、上記2の「フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」において今回結論が得られなかった検討課題について、関係機関と連携して、報告者負担や行政ニーズを勘案しつつ、次期科学技術基本計画の開始年度から1年以内を目途に調査項目等の見直しについて検討し、結論を得ることが必要である。

また、総務省は、今後、科学技術基本計画及びフラスカチ・マニュアルの改定が想定されることから、その検討状況を注視しつつ、実体経済・社会の変化も踏まえ、引き続き関係機関と連携して、調査項目等の見直しを検討することが望まれる。

（2）「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」の把握等について

本調査は、企業、非営利団体・公的機関及び大学等を調査対象としており、従来からそれぞれの報告者の実態に合わせるとともに個々の行政ニーズ等を反映する形で調査項目を設定してきている。

しかしながら、例えば、「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」については、企業、非営利団体・公的機関及び大学等における「（研究関係）従業者数」と取扱いが異なることから、研究者の移動等の実態の把握に注意を要する状況にある。

このような状況を踏まえ、総務省は、新たな行政ニーズを勘案しつつ、かつ、報告者負担にも留意しながら、調査項目の更なる整合性の確保について、その可否を含め検討する必要がある。

このうち、（1）については、・・・（P）

また、（2）については、・・・（P）

3 その他

オンライン調査については、

- ① 報告者負担の軽減や集計業務の効率化、正確な統計作成など多くのメリットがあること
 - ② 第Ⅱ期基本計画において、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討することが指摘されていること
 - ③ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議申合せ）において、基幹統計調査や大規模統計調査がオンライン調査の充実に優先的に取り組む調査とされていること
- 等を踏まえ、その推進に一層取り組むことが求められている。

本調査は、・・・・・・・・・・（P）

4 今後の課題（P）

（1）フラスカチ・マニュアル等への対応

《骨子案》

- ・ フラスカチ・マニュアル等で対応が求められている事項で、現時点で検討中とされている事項について、今後の課題として引き続き指摘。

（2）消費税の抜き込みの検討

《骨子案》

- ・ 本調査は消費税込みで回答を求めることとしているが、報告者の負担軽減の観点から、経済センサス - 活動調査等で導入している消費税の扱いを選択制とする方法を採用することの可否について検討（その際、消費税込みで統一して集計することが可能かどうかについて十分に検討すること。）